

Ⅲ 医療事故調査制度におけるオートプシー・イメージング (Ai) の現状と展望

3. 茨城県医師会における 医療事故調査制度への取り組み

石渡 勇 石渡産婦人科病院院長 / 茨城県医師会副会長

医療事故調査制度(以下、本制度)の骨子は、「院内医療事故調査」を基本とし、第三者機関(医療事故調査・支援センター、以下、センター)および支援団体が一体となってその支援・助言をするものである。医療界自らが、本制度の目的である医療事故の原因究明と再発防止に主体的に取り組むことが求められている。

本制度の円滑な運用については、茨城県医師会医療安全対策委員会(以下、委員会)で検討し、茨城県医療事故調査等支援団体連絡協議会(以下、協議会)で協議され、方針を決定してきた。本制度

においては、すべての医療機関が対象になるものの、医療機関の規模により調査の実施が困難な状況にある。当該医療機関に過度な負担とならず、同時に「中立・公正性」「専門性」を担保し、適正な「院内医療事故調査」が行えるよう、「支援」「助言」する体制が必要である。「院内医療事故調査の支援マニュアル茨城版」(図1)¹⁾、「院内医療事故調査の支援の流れ」(図2)、および「マニュアルに沿った院内事故調査の流れ」(図3)をまとめた。ここに、茨城県医師会(以下、医師会)が作成した茨城版の概略を示す。

支援の実際

医師会は、支援団体として告示された茨城県内の支援団体などの総合的連絡調整を行い、その支援団体としての中核的役割、すなわち地域支援団体連絡協議会(図4)を組織した。支援が円滑に実施できるように、協議会で支援などの基本的な方針を決定する。本制度における相談窓口(茨城県医師会内に設置)の強化を図るため、医療事故調査支援委員会(窓口業務を支援)を設置した。

- | | | |
|--|---|--|
| <p>1 はじめに</p> <p>2 「支援」</p> <p>A. 医療事故調査の対象となるか否かの判断の支援について</p> <p>1) 医療機関からの報告相談窓口の設置の必要性</p> <p>2) 報告に関する相談等窓口と助言者の要件</p> <p>3) 病理解剖・Ai実施への支援</p> <p>B. 院内医療事故調査の具体的業務の支援</p> <p>1) 院内調査の実施手順マニュアル、報告書作成等マニュアル</p> | <p>2) 院内調査の推進に関する助言の必要性とその体制について</p> <p>C. 外部の医療専門家としての支援</p> <p>1) 外部委員の派遣体制について</p> <p>2) 公正中立性、第三者性の担保について</p> <p>3) 外部支援者のためのマニュアル整備やその人材の育成</p> <p>4) 評価活動の支援に対するインセンティブについて</p> <p>3 事故調査報告書等を説明する場の必要性について</p> | <p>4 おわりに</p> <p>マニュアル各種</p> <p>I 茨城県医師会相談窓口対応マニュアル</p> <p>II 院内事故調査の手法に関するマニュアル</p> <p>III 院内事故調査における報告書作成マニュアル</p> <p>IV 遺族への説明マニュアル</p> <p>V 医療事故調査・支援センターへの報告マニュアル</p> |
|--|---|--|

図1 院内医療事故調査の支援マニュアル茨城版

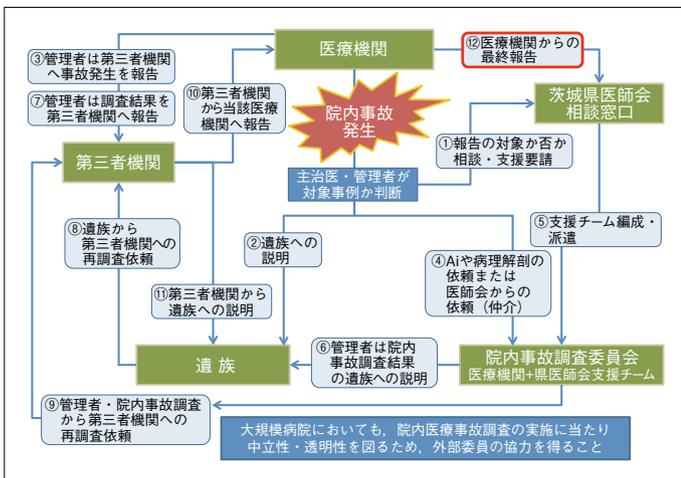


図2 院内医療事故調査の支援の流れ(特に、中小医療機関)

院内事故が発生すると、当該医療機関の管理者が判断できない場合は、①事故調査制度の対象事例か否か茨城県医師会の相談窓口にご相談し、対象であると判断された場合は、死亡事案について②遺族に説明するとともに、③第三者機関にも報告する。病理解剖・Aiなどができない場合は④医師会が剖検・Ai実施機関に依頼するとともに、⑤支援チームを編成し派遣する。院内事故調による報告書ができたなら、その結果を管理者(希望があれば院内事故調査チーム)は⑥遺族に説明するとともに⑦第三者機関であるセンターに報告書を提出する。なお、⑧遺族が納得できない場合や⑨当該医療機関で十分に調査ができない場合は、遺族や医療機関はセンターに調査を依頼することができる。センターは報告書などを検証し、あるいは追加調査を医療機関に求め、さらに検証し、管理者に確認の上、最終的調査報告書を作成し、⑩医療機関と⑪遺族に報告する。医療機関からは医師会に院内事故調査の終了などを通知するとともに、センターへの報告書のコピーを提出する。